



アセアン会計士連盟 (AFA) 総会 バンコク会議報告

アセアン会計士連盟（AFA：ASEAN Federation of Accountants）の総会が、2016年10月22日にタイ・バンコクで開催された。AFAは、アセアンの10か国の会計職業専門家団体又は規制当局（正会員）と、アセアン域外に拠点を置く6つの国際的会計職業専門家団体（準会員）から構成されており、アセアンにおける会計サービス提供の自由化への対応、アセアンの会計士の能力強化や会計職業専門家団体の機能強化のほか、国際会計士連盟（IFAC：International Federation of Accountants）へ未加入の団体の加盟促進などに取り組んでいる。アセアン経済共同体（AEC：ASEAN Economic Community）の発足や、新しい会計共通資格の導入及びアセアン域内での会計サービス提供の自由化の動きがあるため、これらの動向を十分に把握し、日本の公認会計士の海外進出やネットワーク形成に役立てることを目的に、日本公認会計士協会は2015年12月にAFAに加盟し、AFAの準会員（アソシエイト・メンバー）としての活動を始めた。

以下、総会の概要を報告する。

1 前回総会からのAFA活動 アップデート

2016年6月に開催された前回の総会からの活動のアップデートとして、2016年11月のIFAC総会で任期満了となったIFACの前会長Olivia Kirtley氏へ、任期期間中の協力に対する礼状を、AFA会長名で送付したとの報告があった。

また、AFAのエグゼクティブ・ディレクターが、2016年8月にジャカルタのアセアン事務局で開催されたアセアン設立49周年を祝う記念式典に参加した旨の報告があり、アセアン憲章の下で承認された民間組織（CSO：Civil Society Organizations）として、今後もAFAは

アセアン事務局とともに、地域内の会計人材の能力開発のための協力と対話を継続していくことが確認された。

このほか、IFACが公表した、地域組織との戦略的なパートナーシップのあり方に関するコンサルテーションペーパー“Strategic Review of IFAC Regional Engagement”の内容が紹介され、AFAとしてのコメントの取りまとめに向けて、各加盟団体はそれぞれの見解をAFA事務局に寄せるよう推奨された。AFAは東南アジア地域の会計士団体の連盟としてIFACから正式に承認を受けることを目指しており、IFACとの新しいパートナーシップのあり方について、高い関心を寄せている。

2 2016年—2019年 AFA戦略計画の進捗状況

2016年から2019年のAFAの戦略計画の進捗状況について、表1のとおり、事務局から報告があった。

まず、アセアン地域の会計職業専門家団体を代表する組織としてIFACから正式な承認を獲得することについて、2017

年のIFAC総会及び理事会における承認を目標として各種活動を行うことが確認され、将来的なIFACへの加盟を考慮し、戦略計画に基づき、実施事業をさらに整理し、AFAの戦略目標と新しく設置されるワーキング・コミッティの目的を合致させる作業を行うことが確認された。なお、現在活動を行っている2つのワーキング・コミッティは、①国際基準の適用促進グ

ループ及び②アセアン域内の中小規模事務所(SMP: Small and Medium-size Practice)や中小規模事業(SME: Small and Medium-size Enterprise)への支援をテーマとしたグループである。

国際基準の適用促進グループの活動に関連して、シンガポール勅許会計士協会(ISCA: Institute of Singapore

<表1> 2016年—2019年AFA戦略計画及び進捗状況

戦略目的	活動内容	進捗	優先度
アセアン地域の会計士団体として国際的に認知されること及びアセアン地域の公益に関する事項についてのアドボカシー活動	IFACからの正式承認 IFACとの協体制を強化し、正式な承認を獲得する。	IFACが提案する戦略的地域パートナーモデルをAFAとして検討し、その過程を注視している。	高(2016年中)
	SMP及びSMEに関する地域的Thought Leadershipへの取組み SMP及びSMEに関するThought Leadershipの推進を図る(カンファレンスの開催、助成研究事業の実施など)。	アセアン域内のSMP及びSMEに関する研究に対して助成を行うための、AFA研究基金の設立がバンコク総会にて承認された。	高(2016-2017年)
	AFA加盟団体によるイメージ向上支援 AFAのロゴを各AFA加盟団体のロゴの隣に入れるなどの方法でAFAのイメージ向上を支援する。	各AFA加盟団体が主催するイベントなどにおいてAFAのロゴを使用することを推進するなど、引き続き、広報活動を促進している。	中(2016年中)
	利害関係者との強固で持続的な協体制の構築 AFA加盟団体間での協力を進め、さらに地域団体及び国際的団体並びに援助団体等との協体制を構築する。協力を強めることで、AFAの活動が各利害関係者の活動を補足するものとなるようにする。	他団体との連絡体制を構築した。また、将来のイベントの共催に向け、利害関係者との協力可能性を探っている。	中(2016-2018年)
	規制当局とのコミュニケーションの強化 アセアン域内の規制当局(アセアン市場経済規制当局、各国財務省、AFA加盟団体の専門職規制当局など)とのコミュニケーションを強化することでAFA及び各加盟団体にかかわる事項についてのアドボカシー活動を強化する。	AFA全体として共有する公益にかかる課題を特定し、規制当局へのコミュニケーションを確立するとともに、2017年に開催するAFAのイベントへ関連する規制当局を招待する。	中(2017-2018年)
	広報雑誌等外部メディアの利用 AFAが以前四半期ごとに出版していた広報誌を復活させ、地域にかかわる事項に関するアドボカシー活動を強化する。AFA加盟団体は、当該広報誌へのリンクを貼るなどの対応を求める。	AFAの年次報告書を公表した(AFAウェブサイトからもダウンロード可能)。 ※他の事項を優先させたため、外部メディアの利用は2017年より本格的に取組みを開始する予定である。	低(2016年)
アセアン地域における国際基準の採用及び実施の促進	国際基準の採用及び実施のための情報共有及び研修の実施 AFA加盟団体の主催によるセミナーや情報共有のための取組みなどを促進することで、国際基準の採用及び実施を促進する。援助団体からの資金援助を受けられるかどうかについても模索する。	AFA総会に合わせた、国際基準に関する専門的な研修プログラムの実施を検討している。また、世界銀行による地域の能力開発計画を支援することに注力していく方針である。	中(2017-2018年)
	国際会計基準の設定におけるAASG(AFA Accounting Standards Group)の地域組織としての認知の強化 地域の基準設定主体としてのAASGの役割を強化する。	小規模事業者のためのマイクロ会計モデルを2017年はじめに公表予定である。	低(2016-2018年)

AFA加盟団体の組織及び会員の能力向上	各加盟団体で取り組むべき開発課題に関するマトリックス表の開発 各加盟団体の発展状況に合わせた開発モデルの構築を行うこと。	各加盟団体の発展状況を図示したマトリックスの開発をAFAワーキング・コミッティの優先取組事項とする予定である。	高(2016年)
	AFA加盟団体のIFAC加盟とIFAC SMOの遵守の促進 AFA加盟団体と協力し、IFACへの加盟とIFAC SMO遵守のための取組を行う。	ラオス及びミャンマーのPAOのIFACへの加盟を目指して、各PAO及びIFACと連携している。	高(2016-2017年)
	AFA加盟団体の組織体制の強化を図るための既存のモデルの採用 アセアンの会計サービスMRA (Mutual Recognition Agreement) の実施を促進するための手段として、AFA加盟団体の組織体制の強化のため、既存のモデル等の採用を進める。	組織体制の強化に関する調査報告を各加盟団体に共有するとともに、ベスト・プラクティスを学ぶためのイベントや会議を開催した。	高(2016-2017年)
	AFA加盟団体に所属する会員の強化を図るための支援の実施 会員の質及び量を高めるための取組を進める。	AFA主催の地域イベントや会議を通じて、AFA加盟団体のブランド価値を向上し、会員の増加に貢献している。	高(2016-2017年)
公共セクターの透明性及び説明責任の向上に関する取組への協力	公共セクターにおける(会計の)課題について広く一般の理解を促進する IFAC等との関係団体と共同して公共セクターの会計に関するセミナーなどのイベントを開催する。	IFAC、AFA及びAFA加盟団体による関連トピックにかかるイベントの共催を計画中である。 ※他の事項を優先させたため、2017年より本格的に取組を開始する予定である。	低(2017-2019年)
	アセアン地域の規制当局関係者とのコミュニケーション・チャンネルを確立する 公共セクターの財務管理にかかわるアセアン地域の規制当局とのコミュニケーション・チャンネルを確立し、公共セクターにおける透明性と説明責任を向上させる。		低(2017-2019年)
知識や情報の共有等を通じた高品質な会計サービスの提供の促進	AFAウェブサイトの情報交換のためのハブとしてさらに充実 AFAウェブサイトを知識及び情報交換のためのハブとして充実させる。各メンバーは、良好な実践について、ウェブサイトを通じて他の団体と共有することが奨励される。	加盟団体間及び一般への情報共有を促進するために、AFAウェブサイトを拡充するための予算を準備した。	高(2016年)
	アセアン地域における専門家の養成の支援 地域における高品質なサービス提供の最も大きな課題は、専門家の不足にある。このため、AFAは専門家の不足にかかる課題についての認知を広め、取組を進めるための資金や協力を得る。	AFA準加盟団体及びIFACなどと連携し、当該課題について地域内の認知を広めるために、どのような資源を使うことができるか検討している。	中(2017-2019年)

Chartered Accountants)を中心としたAFAの会計基準グループ(AASG: AFA Accounting Standards Group)が開発した小規模事業者のためのマイクロ会計モデルの草案が発表された。当モデルは、中小企業向け国際財務報告基準(IFRS for SMEs)を参考に、アセアン地域内に多く存在する小規模事業者のために開発された財務報告フレームワークであり、AFAの加盟団体は、当モデルをベースとした会計基準の適用を

積極的に進め、地域内で広めていくことが推奨されている。当モデルは、2017年はじめに公表予定である。

その他、AFA各メンバー団体における開発支援ニーズを把握し、加盟団体間における相互協力をさらに促進するために、ソーシャル・ネットワーキング・サービスなどの利用可能な電子的ツールを利用し、AFAがコーディネーターとなり、情報共有をするための仕組み作りを進めることが提案された。

3 AFA調査研究基金の設立及び運営

AFA調査研究基金については、前回のシンガポールで開催された総会において、基金の原資2万5,000シンガポール・ドル(日本円で約200万円)が集まったことが報告され、AFAのテーマ別分科会であるタスク・フォース内で検討が続けられてきたが、今回の総会では、AFA調査研究基金の設立及び運営に向

け、その背景、目的、範囲、助成対象となる研究の選考方法などが提案された。AFA調査研究基金は、今後の重要な取り組みの1つとして、AFA戦略計画にも含まれている、「アセアン地域内の中小規模事務所(SMP)や中小規模事業(SME)への支援」に関連するプロジェクトであり、研究テーマを広く一般から募集した上で、最も適切なテーマを選定し、かかる調査研究のための資金をAFAが提供するものである。

本総会では、当研究基金の研究テーマの範囲として、当初、アセアン地域内における中間所得層の増加と都市化をもたらすSMEへのリスクと機会、SMEの発展を支援する上でのSMPの役割、2015年末に発足したアセアン経済共同体がSMEの経済に与える影響などが提案されていたが、アセアン地域内におけるSMEの定義を確立した上で、SMEへの支援における会計職業専門家団体(PAO: Professional Accountancy Organization)の役割を含めるべきではないかとの意見や、SMPが抱える課題やニーズの抽出をした上で、それら抽出された課題にどのように対応することができるのかまでを含めた

研究とすべきであるとの指摘があったため、新しく創設されるワーキング・コミッティにおいて、募集要項の内容と研究テーマの範囲をさらに修正することとなった。研究テーマと基金受給者の選考を行う選考委員会のメンバーには、オーストラリア・ニュージーランド勅許会計士協会(CAANZ: Chartered Accountants Australia and New Zealand)や英国勅許公認会計士協会(ACCA: Association of Chartered Certified Accountants)などの会計職業専門家団体に所属する専門家や、アセアン地域の大学の研究者が就任する予定である。

(注) なお、研究計画書(プロポーザル)の募集は既に開始され、その提出期限は2017年2月23日までとなっている。詳細は、AFAウェブサイトを参照(<http://www.aseanaccountants.org/home>)。

4 その他

(1) ミャンマーの加盟団体の変更

2015年6月に制定された新ミャンマー会計評議会法により、ミャンマー

公認会計士協会(MICPA: Myanmar Institute of Certified Public Accountants)が国を代表する会計職業専門家団体として定められたことから、ミャンマー会計評議会(MAC: Myanmar Accountancy Council)の地位を引き継ぐ形で、MICPAがAFAの正加盟団体となることが本総会にて承認された。

(2) AFAの会則及び規則の改正

前回のシンガポールで開催された総会でのコメントに基づき修正した会則及び規則の改正案が提出された。組織内における役割の明確化のため、AFA会長はAFAを代表する権限を持つことが明記されたほか、総会の開催を6か月に1回の頻度とすることなどが記載され、当該改正案は、本総会后2週間、加盟団体からのコメント期間を設けた後、可決されることが確認された。

(3) 今後の会議予定

次回のAFA総会は、2017年5月にブルネイで開催される予定である。

(事務局 渡場友絵・浅岡真依)